

岡山県エイズ医療等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県におけるエイズ対策を推進するために設置する岡山県エイズ医療等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について課題抽出・協議・推進を行う。

- (1) 発生の予防及びまん延の防止に関する事項
- (2) 普及啓発に関する事項
- (3) 検査・相談体制に関する事項
- (4) 医療の提供に関する事項
- (5) その他エイズ対策において必要な事項

(おかやまエイズ感染防止作戦)

第3条 協議会は、おかやまエイズ感染防止作戦を推進する。

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 協議会の委員は、次の各号に該当する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 岡山県エイズ治療中核拠点病院及び拠点病院の医師
- (2) エイズ医療等に従事する看護師、薬剤師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員の任期)

第5条 委員の任期は毎年度末までとする。ただし、年度途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまではその職務を行うものとする。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者に対し出席を求めその意見を聞き、または説明を受けることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。